

江東区障害者計画・第7期江東区障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画の概要

【江東区障害者計画】

1 根拠法令 障害者基本法第11条第3項（以下条文）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

2 計画期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

3 基本理念（P. 38）

障害者基本法の目的規定（第1条）を受けて策定しています。

- （1）共生社会の実現
- （2）障害者の自立支援
- （3）安心して暮らせる社会の実現

4 基本目標（P. 39）

基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を掲げています。

- （1）ともに支えあう地域社会の構築
- （2）自立した生活を支える支援の充実
- （3）就労と社会参加の促進
- （4）配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実
- （5）安心して暮らすことのできる環境の整備

5 施策の体系（P. 40）

基本理念・基本目標を受けて、次の10の施策の柱を定めています。また、それぞれの施策の柱ごとに、具体的な施策を実施しています。

基本理念	基本目標	施策の柱	施策
共生社会の実現	1 ともに 支えあう 地域社会の 構築	1 共生の基盤づくりの 推進	(1) 障害理解の促進
			(2) 障害理解のための教育の充実
			(3) 地域の支えあいの推進
		2 相談・コミュニケー ション支援の充実	(1) 相談支援及び権利擁護体制の充実
			(2) 情報アクセシビリティの向上
			(3) 意思疎通支援の充実
	2 自立した 生活を 支える 支援の充実	1 生活を支える サービスの充実	(1) 日常生活の支援の充実
			(2) 経済的な支援の充実
			(3) 家族・介護者支援の充実
			(4) 福祉サービスの質の向上
障害者の 自立支援	3 就労と 社会参加の 推進	1 雇用・就労の促進	(1) 就労支援の充実
			(2) 就労等の活躍の場の拡大
		2 地域における 社会参加の充実	(1) 文化芸術・余暇活動の充実
			(2) スポーツ活動の充実
安心して 暮らせる 社会の 実現	4 配慮を必要と するこどもと その家族への 支援の充実	1 ニーズを踏まえた 支援の充実	(1) 障害の早期発見・早期支援の充実
			(2) 障害特性に応じた支援体制の充実
		2 ライフステージに 応じた支援の充実	(1) 療育・保育・就学前教育の充実
			(2) インクルーシブ教育の推進
			(3) 放課後の居場所づくりの推進
	5 安心して 暮らすことの できる 環境の整備	1 安全・安心な 生活環境の確保	(1) 防災・防犯対策の推進
		2 やさしいまちづくり の推進	(1) ユニバーサルデザインと バリアフリーの推進

6 計画の推進に向けて（P. 148）

（１） 障害者福祉に関する行政等の体制の整備

障害者福祉施策の総合的な推進のため、区役所内外の関係部署・機関等との連携を進めます。

（２） 区と区民・関係団体等との連携の推進

① 障害者団体等との連携、参加・参画の推進

計画の策定及び実施にあたって、障害者団体等との連携、参加・参画を進めます。また、地域自立支援協議会との連携を進めます。

② ボランティア団体、サービス提供事業者、区民等との連携の推進

共生社会の実現に向けて区民の理解を醸成するとともに、区民等との連携を進めます。

（３） 計画の進行管理と評価

本計画の実施にあたっては、江東区障害者計画等推進協議会において、計画の進行管理や点検・評価を行います。

P D C Aサイクルに基づき、分析・評価するとともに、障害福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化、複雑化に対応するため、障害者団体との意見交換、利用者等へのニーズ調査などにより、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

【第7期江東区障害福祉計画】

1 根拠法令 障害者総合支援法第88条第1項（以下条文）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

3 令和8年度の成果目標（P. 96～）

以下の6項目について成果目標を設定しています。

（1）施設入所者の地域生活への移行

令和8年度末までに、令和4年度末時点での施設入所者数276人の6%に相当する人が、地域生活へ移行することを目標とします。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、システムの構築に向けて引き続き取り組みを進めます。

（3）地域生活支援の充実

障害者入所施設における「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」に加え、令和7年度中に設置を予定している基幹相談支援センターで「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の面的整備を進めます。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

令和8年度における、江東区障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行者目標数は81人とし、福祉施設からの一般就労移行目標数は99人とし、また、センター利用者の一般就労1年後の職場定着率を83%とします。

（5）相談支援体制の充実・強化等

令和7年度中に設置を予定している基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

指定障害福祉サービス事業者に対する指導検査を年80件以上実施し、適正な事業所運営を確保します。

4 サービス必要量の見込みと確保のための方策（P. 104～）

令和6年度から令和8年度までの、各年度における障害福祉サービスの見込量（月間）を設定しています。

(1) 訪問系サービス

サービス提供事業者が居宅に訪問して行うもので、以下の5種類があります。

- ① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護
- ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービス

昼間に、入所または通所により、訓練・介護等を提供するサービスで以下の8種類があります。

- ① 生活介護 ② 自立訓練 ③ 就労選択支援
- ④ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援 ⑥ 就労定着支援
- ⑦ 療養介護 ⑧ 短期入所

(3) 居住系サービス

共同生活を行う住居や施設等において、訓練等給付または介護給付を提供するサービスで、以下の3種類があります。

- ① 自立生活援助 ② 共同生活援助 ③ 施設入所支援

(4) 相談支援

相談支援事業者が障害のある方の相談を専門的に応じるサービスで、以下の2種類があります。

- ① 計画相談支援 ② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

5 地域生活支援事業に関する事項（P. 123～）

区市町村の創意工夫により、柔軟に実施できる事業です。各事業ごと、令和6年度から令和8年度までのサービス見込量を設定しています。

（1） 理解促進研修・啓発事業

障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。

（2） 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

（3） 相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

（4） 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対し制度の利用を支援する事業です。

（5） 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において後見人が得られない場合に、法人後見及び社会貢献型後見人の法人後見監督を受任することにより、障害者の権利擁護を図る事業です。

（6） 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者派遣等を行うことで、意思疎通の円滑化を図る事業です。

（7） 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等を給付または貸与することによって、日常生活上の便宜を図る事業です。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する事業です。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域活動支援の促進を図る事業です。

(11) その他の事業

訪問入浴サービス、点字・声の広報等発行事業を行っています。

【第3期江東区障害児福祉計画】

1 根拠法令 児童福祉法第33条の20第1項（以下条文）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

3 令和8年度の成果目標

以下の5項目について成果目標を設定しています。

（1） 児童発達支援センターの設置

既に3か所設置されており、設置数は現状を維持します。

（2） 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保

既に3か所で実施していますが、4か所で利用できる体制の確保を目標とします。

（3） 重症心身障害児を支援する事業所の確保

既に児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が6か所確保されており、箇所数は現状を維持しますが、計画期間中の状況を見て検討します。

（4） 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置

既に医療的ケア児支援連携会議を設置しており、年2回開催の現状を維持します。

（5） 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

既に6人配置されていますが、10人配置することを目標とします。

4 サービス必要量の見込みと確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの、各年度における障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量（月間）を設定しています。

（１） 障害児通所支援

児童福祉法に基づく事業として位置づけられた事業で、以下の４種類があります。

- ① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス
- ③ 保育所等訪問支援 ④ 居宅訪問型児童発達支援

（２） 障害児相談支援

障害児支援利用計画の作成、見直しを行うことにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、きめ細かい支援を行います。